

専決処分書

伊丹市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定  
について

伊丹市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を要すべきところ、その処置に特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、同法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

記

伊丹市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

別記のとおり

令和2年5月28日

伊丹市長 藤原 保 幸

伊丹市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（令和  
2年伊丹市条例第27号）

伊丹市国民健康保険税条例（昭和33年条例第26号）の一部を  
次のように改正する。

第25条第2項に次のただし書を加える。

ただし，市長がやむを得ない理由があると認める場合は，市長  
が定める期日までに提出することができる。

付 則

この条例は，公布の日から施行し，この条例による改正後の国民  
健康保険税条例第25条第2項ただし書の規定は，令和2年2月1  
日以後に納期限が到来する保険税の減免について適用する。